

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。通告に従って順次質問いたします。

質問事項の1点目は、南海トラフ地震被害想定公表をうけての質問です。

8月29日に、国（内閣府）から南海トラフ巨大地震による津波高、浸水域、液状化、及び人的・物的被害想定が公表されました。今後、冬頃を目途に南海トラフの巨大地震対策の全体像を取りまとめることとされています。

さて、今回公表された津波浸水分布図、液状化の可能性を示した図を見て、私は、「津波の浸水域、本当にこの範囲だけなのか」と思いました。甘いのではないかと感じています。「津波が超えない限り堤防・水門は機能する」と想定し、地震直後の強い揺れや液状化によって、堤防が破損したり倒れたりするかもしれないことは考えに入っていないようです。また、水島地域は海拔1m前後のところが多くみられるなど、かなり低地のはずなのに浸水しないように表示されています。市民の中には、9月1日付け山陽新聞に掲載された津波による浸水域の図面を見て、「うちは大丈夫だ」と思われた方もいたのではないのでしょうか。

地震学の西村敬一岡山理科大学教授も山陽新聞紙上で指摘をされ、次のように警鐘を鳴らされています。「何より怖いのは、こうした甘い想定により岡山でも東日本大震災後に高まった防災意識が後退してしまうこと。安全神話がまん延し、自治体側も対策を怠ってしまうと『人災』になりかねない。…『想定外』を念頭に備えておく必要がある」まさにその通りだと思います。

そこで、1項目目、既存防潮堤、津波の浸水域の問題についてお尋ねします。

岡山県は、2004年台風16号の高潮被害を受けて、2008年「岡山県沿岸海岸保全基本計画」を見直し、既存防潮堤の堤防高の基準を改定し、必要な嵩上げをすすめてきました。しかし、今回公表された最大津波高は4m、この堤防高の基準を上回っています。さらに、強い揺れや液状化で地震直後に防潮堤が破損・倒壊する可能性もある、耐震性能はどの程度確保されているのか、など当局はその点をどう考えているのでしょうか、またどのように対応しようとしているのかお示してください。

津波が起こった際には、住民はただちに避難することはもちろんのことですが、市に課せられた防災の目的は、「住民のいのちと財産を守ること」さらに「災害に強いまちづくりを行なうこと」であります。

次に、津波浸水域をどう見るかという点についてお尋ねします。

現在本市の津波ハザードマップは、東南海・南海地震により震度5強の揺れ、高さ約3mの津波が襲ってくるとして作成されているようです。今回の想定では、震度は6強、津波高さは最高4mであります。今回公表の津波浸水分布図と従来の津波ハザードマップを見比べてみますと、今回公表の津波高が高いにもかかわらず、浸水域は小さく示されています。これをどう見たらいいのでしょうか。当局との事前のやり取りの中で、「今後、県において検討していく」「市としてはまだ見解をもっていない」との話でありましたので、そう

言ってしまわれると答弁は求めることが空しくなってきますが、もっと機敏に、危機感を持って反応してもらいたいということです。今後、県としっかり協議して、誰もが理解できる津波ハザードマップ作成に向けて取り組んでもらいたい。強く要望しておきます。

2項目目は、今後作成されるであろう「ゆれやすさマップ」について質問いたします。

現在の「ゆれやすさマップ」は、2005年3月内閣府から出された「地震防災マップ作成技術資料」をもとに作成されています。このもとになる考え方は、工学基盤より上の軟らかい堆積層による地震動の増幅率を算定するというものです。

岡山理科大学の西村敬一教授は、昭和の南海地震、兵庫県南部地震の被害分布を検証する中で、震度分布の原因を究明するには、表層地盤だけでなく、深い岩盤—地震基盤の構造（深さと凹凸）に目を向けなければならないことを明らかにしました。地震基盤の凹凸で地震波が集まって揺れが大きくなる場所が生じるということです。この議会の場で何度か西村教授の考察を紹介しましたが、今後の「ゆれやすさマップ」の見直しに生かすべきだと考えます。国において、マップ作成のもとになる考え方はまだ変更されていないようなので、岡山県にはぜひ最新の知見を取り入れるよう要望していただきたい。所管委員会の事項ということなので、委員会での議論に委ねようと思いますが、この場では強く要望しておきます。

質問事項の2点目は、子育て支援の拡充を求める問題であります。

最初に、子ども・子育て新システムについて質問いたします。

「子ども・子育て新システム」関連法案は、民主、自民、公明3党により修正され、8月10日参議院本会議において賛成多数で可決されました。

「新システム」は検討段階から保育をもうけ本位に市場化し、公的保育制度を危うくするものと、多くの問題点が指摘されてきました。とりわけ、批判が集中したのは、児童福祉法第24条が定める市町村の「保育実施義務」をなくし、国や市町村の責任を大幅に後退させることでした。しかし、改定前の規定から後退することになりはしましたが、政府が公的保育制度の要の「実施義務」を残さざるを得なかったのは、「実施義務」をなくしてはならないという運動の広がりへの反映であることは間違いありません。

そこで、数点お尋ねします。

1点目は、「保育実施義務」に関わって質問します。

児童福祉法第24条の規定が改定されましたが、保育はあくまで保育所で保育することの基本はわかりません。保育需要の増大等やむを得ない事由がある場合の過渡的、緊急的な措置が掲げられていますが、市としては「保育所で保育することが基本」の考えを堅持し、そのために必要な認可保育所は整備を進めるべきだと考えますが見解をお伺いします。

また、現行の施設整備費の補助の規定がなくなりますが、施設の新築、改修・改築などの費用は確保されるのか、市としてどう担保していくつもりなのかお尋ねします。

2点目は、「直接契約」導入の問題です。

保育所については、当分の間「修正」がなされましたが、改定後の児童福祉法では、市町村が保育所への入所申し込みを受け付ける規定や入所選考をおこなう規定は削除された

ままで直接契約が基本になっています。入所を申し込む親の安心はしっかり保障されるのでしょうか。お答えください。

3点目は、「認定制度」導入の問題です。

「新システム」では、保育を必要とする場合、市町村の認定を受けなければなりません。保護者の勤務時間などによって、長時間か短時間かが決まるわけです。短時間と認定されると終日の保育が受けられないこととなりますが、認定された保育時間を超えた部分は保護者の負担となるのでしょうか、市としての対策は考えているのでしょうか。お示してください。

また、親の就労状況により子どもの保育が分断され、落ち着いた保育が実施できなくなる恐れがあり、子どもにしわ寄せがいくのではないですか。ちょうど今、保育所は運動会を間近に控えて練習に取り組んでいる時です。私も保育所の近所に住んでいますので、年長さんが練習する鼓笛隊の音が聞こえてきます。こうした運動会などのまとまった取組みが出来にくくなるのではありませんか。どのように考えていますか。

最後に、私は修正されたといっても、保育に対する公的責任を大きく後退させる「新システム」は実施すべきでないと考えています。市長は率直にどうお感じですか、「新システム」実施で子どもに責任が負えるとお考えですか。そして、市として今申し上げた問題点に関して、子どもと親に新たな負担をかけないように取り組んでもらいたいが見解を求めます。

2項目目は、倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（骨子案）についてお尋ねします。

地域主権改革における「第1次一括法」において児童福祉法第45条等の改正がなされ、これまでは厚生労働省令により全国一律とされていた児童福祉施設の設備及び運営についての基準（児童福祉施設最低基準）を条例で定めることになりました。倉敷市においても基準の骨子案が発表され、先般8月1日から24日にかけてパブリックコメントにかけられました。今回は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（骨子案）の中の保育所の基準について、数点質問いたします。

まず、倉敷市において現行実施されている保育の水準からの後退はないのか、という点についてであります。

「第3章本市の考え方 従うべき基準等」の中で、「保育所の内容について、児童の処遇向上を図るために省令を上回る内容を設定した場合には、既存の保育所において児童の受け入れを抑制し、待機児童を増加させるおそれがあります。現在、待機児童が発生していることを考慮すると、現段階で省令を上回る内容の設定は困難と考えます」との記載があります。待機児童の発生と児童の処遇の向上とを天秤にかける考え方は本末転倒ではありませんか。待機児童を発生させていること自体が問題で、その解決を遅らせているのは、認可保育所の新設・増設を怠ってきた市当局の責任ではありませんか。これでは、待機児童を解消させるためには児童の処遇向上は図れないということになりはしませんか。毎年、職員労働組合の方からも、子どもたちの健やかな成長を願い、育ちを保障する立場から、国の基準にとらわれない保育水準の向上の要望が出されていると聞いています。

改めてお聞きしますが、倉敷市において現行実施されている保育の水準からの後退はな

いのかどうなのか、お答えください。

2点目は、給食の問題についてお尋ねします。

「第4章基準骨子案 総則」の中で、「(食事)入所している者に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行なわなければならないものとします」とあります。「同じく保育所」の項では設備の基準として、「満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理室及び便所を設けること」と記載されています。現在、この基準は全ての保育園で満たされているのでしょうか。大内保育園には分園が2園あります。分園とはいえ、それぞれ80人、50人定員の園で多くの園児を抱えているにもかかわらず自前の調理室がありません。本園からの外部搬入となっています。さらに80人定員の園は2歳児からの受け入れをおこなう園です。

また、これは平成22年6月、基準の改悪が行なわれたわけですが、「次の要件を満たす保育所は、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入することができるものとします」と記載されています。さきの2歳児からの受け入れの園については、この基準にすら抵触するのではありませんか。今年の2月議会で黒江保健福祉局長は、「本園からの搬入なので問題ない」とも受け取れる答弁をしましたが、保育所外から搬入には違いありません。給食の外部搬入問題に関しては、平成22年6月議会での私の質問にたいして、当時の渡辺保健福祉局長は、「現在本市の保育園では、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた給食を提供するとともに、積極的に食育を推進するため、保育園内での給食調理を行なっている」と答えられました。現在の大内保育園分園の給食調理の問題は、この方針からも逸脱しているではありませんか。今後方針を転換するつもりなのですか。答弁を求めます。私は分園であっても、自前の調理室を持ち、給食を提供するという事は、市自らが謳っている食育を推進するという観点からも必要であると考えますし、設置を求めます。お答えください。

3項目目は、子どもの医療費助成の拡充を求めての質問です。

子どもの医療費無料化制度の拡充を求めらるお母さんたちや保育・教育・医療関係者の声にこたえ、倉敷市も2011年4月から入院・通院とも小学校6年生まで無料としました。

しかし、県内他市町村の助成制度を見てみますと、通院では、高梁市の18歳までを筆頭に、27市町村中21市町村で中学3年生あるいは高校卒業までを対象にしています。入院では、倉敷市を除く26市町村は中学3年生あるいは高校卒業までを対象にし、倉敷市のみが小学校6年生までという段階にとどまっています。

中学校卒業まで入院、通院を無料にするには、4億5,000万円あれば出来ると聞いています。しかし、市長は県下最後尾におかれている子どもの医療費無料化の年齢拡大については、「国の医療行政の動向を踏まえて検討する」と言う答弁を繰り返し、実施について明言を避けています。

一方で市長は、鉄道高架事業推進については熱心です。鉄道高架事業は工事費600億円、工事期間10年間で、倉敷市の負担は1年当たり12億5,000万円になると示されました。市長からは、鉄道高架事業については「お金の心配」の言葉は出てきません。

少子化が進み、日本は人口減少社会に突入します。もちろん少子化を是認するわけではありませんが、こうした社会状況の中、これまでと同様な大型公共投資でまちづくりを何

とかしように考える 20 世紀型の開発行政は時代遅れであります。まちづくりが今日のテーマではありませんが、鉄道高架に使うお金があるのだったら、子どもの健やかな成長を助けることにこそ税金は使われるべきです。「子育てするなら倉敷で」と謳い、子どもの医療費助成制度の年齢拡大を公約に掲げた伊東市長ですから、県下他市町村と同様、一日も早く入院・通院とも中学校卒業までの無料化を目指すべきではないでしょうか。そのおつもりでしたら、スケジュール等も含め見解を求めるものです。

質問事項の 3 点目は、税務行政について、岡山県滞納整理推進機構への徴収の引継・嘱託の問題についてお尋ねします。

7 月 11 日付け山陽新聞に、「2010 年度、市税滞納 47 億 8,500 万円」の記事が掲載されました。この記事の中で、市納税課は、「リーマンショック（2008 年）以降の不況のあおりで職を失うなどして、払えなくなっていることが考えられる」と述べています。年代別では 30 代が 26%、40 代 20%、20 代 18%と若年・中年層の世代ではほぼ 3 分の 2 を占め、働き盛りの世代が税金を納めることが出来ないという異常な事態が進行しているわけです。先日、2011 年度の本市の決算見込みが発表されましたが、どの会計を見ても、不納欠損額、収入未済額の主な原因は「生活困窮」が多くの割合を占めています。

また、経済状況だけでなく、ここ数年、「税制改正」の名のもとに増税が繰り返し行なわれてきたことも大きな原因の一つでしょう。2005 年配偶者特別控除の廃止、2006 年老年者控除の廃止、2007 年税率のフラット化・定率減税の廃止、2008 年 65 歳特例控除の廃止などです。2012 年には年少扶養控除の廃止で、子育て世代に増税が押し付けられ、今後この影響も出てくると思われます。

払う意思があっても払えない方が増えてきているのは、ここに原因があるのではないのでしょうか。徴収強化だけでは、解決できないところにきているのではないのでしょうか。

そこでまず、現在の市税滞納状況について、滞納にいたる原因、その解決方法について市としてどのように考えているのかお尋ねします。

岡山県滞納整理推進機構は、市町村の合意にもとづいて引き継がれた「徴収困難」な事案の滞納整理を推進するのが役割と聞いています。もちろん悪質な滞納者には、滞納処分が必要ですが、滞納整理専門部なので強引な徴収などが危惧されているところです。この機構ができた 2009 年、倉敷市は「滞納整理について市で十分行っているので機構には参加しない」と言われていた。私もよい判断だと感心していました。しかしここに来て、徴収困難事案 10 件（滞納額約 3,600 万円）を推進機構に引継ぎました。

そこで質問ですが、推進機構への徴収の引継・嘱託については、どういった経緯で実施することになったのかお尋ねします。

次に、徴収困難な事案を推進機構に引継ぐとのことですが、「困難」と言うのはどういった基準で誰が判断するのでしょうか。また、私は、滞納整理にあたっては、市民生活に最も近い基礎自治体において、滞納者から丁寧な聞き取りを行ないながら実施すべきで、県への引継・嘱託は行なうべきではないと考えますがどうですか。さらに、強引な差し押さえ等が懸念されますがどうお考えですか、あわせて答弁を求めます。